

平成二十五年十一月十五日受領
答 弁 第 五 一 号

内閣衆質一八五第五一号

平成二十五年十一月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出韓国外務省によるNHKドラマの無断使用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出韓国外務省によるNHKドラマの無断使用に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の報道については承知しているが、外交上の個別の事実確認の詳細について明らかにすることは差し控えたい。

二及び三について

政府として、お尋ねの件に関し、大韓民国政府に対して懸念を伝えるとともに、一般に、映像等の無断使用を行わないよう再発防止を求めている。

四について

日本放送協会の映像の無断使用の有無にかかわらず、大韓民国外交部が公開した竹島に関する動画は、竹島の領有権に関する我が国の立場に照らし受け入れられず、遺憾であり、大韓民国政府に対して、このような動画を再び作成・公開しないよう強く求めている。